

約束について

——港道隆先生へ

西 欣也

港道先生、

曲がりなりにも「倫理思想史」の講義を終えることができませんでした。受講者は少数でしたが、立派な学生たちでした。

先生から講義を引き継いだ際にいただいた、ルソーの社会思想の源泉をめぐる講義原稿と資料は、二回ほどで解説し終えました。引用箇所プリントを参照しつつ、論をたどりながら、私たちはルソーのテキストを読むことの今日的な意味を噛み締めました。ルソーの洞察に照らして、現在の日本の民主政治がたえず話題となったからです。近代的な「人民」概念への最初の本格的なとり組みとも言える『社会契約論』が、現在の政治の問題点を容赦なく明るみに出してくれる様子に、私たちは目を見張りました。そこで私たちは、お預かりした講義資料を終えると、先生が戻ってこられるまでのあいだ『社会契約論』を

丹念に読み進めることにしました。学生たちは熱心に授業に参加してくれました。

やがて、先生から、原稿用紙に手書きで綴られた講義ノートが届きました。パソコンに向かうことのできない健康状態が氣遣われましたが、原稿の内容は確かなものでした。それは、ルソーの思想の変化に注目した考察でした。「自然に帰れ」というスローガンで塗りつぶされがちなルソーの信条は、実際には自然賛美から社会性の賛美へと逆転している、その原因は何なのか、という問題意識が鮮烈に示されていました。その中で、「ルソーの自由概念解釈は困難の極み」とされている一節は、私なりにルソーの位置付けをし直すきっかけを与えてくれるものでした。先生はこう注釈されます。

ルソーにとって、自由とは恣意を意味しない。一切の恣意の克服と排除。自由「とは」個人が、自分の上に立てる厳格にして犯すべからざる法へと、自己を束縛することを意味する。自由とは法からの離反ではなく、法への自発的な同意である。

「一切の恣意の克服と排除」としての自由、その意味で「束縛」にほかならない自由——実にこのパラドクスこそ、ルソー哲学の逆転のみならず、人間の社会性そのものがはらむ根本的な逆説を探るための、最大の手掛かりであると思います。先生の問

いに触発されるかたちで、私も遅ればせのレポートのようなものを書きたいと思います。

ひとが社会の一員になることは、単なる「自分」でしかなかったものが、一人の「個人」になることであると言えるでしょう。それは、自らの欲望にもとづいて利害から行動するだけであった個体が、他者を自らと同様に尊重しつつ行動する人格へと変容することです。そこには一つの飛躍があります。そしてルソーはこの飛躍を、「契約」に入るプロセスとして仔細に分析したわけです。「契約」とは、誰かと誰かのあいだの取り決めであり、複数の当事者のあいだの約束ですから、人間の自由が逆説的であるということは、この約束そのものに逆説的な構造が含まれているということでしょう。

ところで先生からは、「参考に」という伝言と共に、アルチュセールのルソー論の読書ノートを受け取りました。ルソーの社会契約説を貫くパラドクスを、先生がアルチュセールの議論を用いて照らしたそうとしておられることは、すぐさま理解されました。アルチュセールの読みは、ルソーの「契約」の核心に《すれ de la page》を見出すからです。アルチュセールの慎重な手続きによって、個人と社会のあいだの契約とは、実際には契約の結果として現れるはずの者との契約でしかなく、つまりそもそも契約とは言い難いものであることが明らかにされます。アルチュセールによれば、ルソーは自らが出会ったこの《すれ》

をすぐに覆い隠してしまいますが、覆い隠すことによって《すれ》の解消は別の次元へと持ち越され、いずれ現実社会における実践に委ねられることとなります。

アルチュセールの水際立った分析手続きは、高く評価されるべきものでしょう。しかし先生は、彼が至った結論にも、同じように賞賛を送られますか。つまり、現実において解消できなかった問題を、ルソーは文学表現の中で解決したという結論です。『新エロイーズ』（一七六一年）、『エミール』（一七六二年）、『告白』（一七八二、八九年）のような文学的作品において、前代未聞の文章スタイルが成功したことは、社会契約をめぐる理論的「挫折」に関わっていることをアルチュセールは示唆します。現実において果たされなかった約束が、イマジネーションのなかで実現されたというわけです。「現実世界のなかに、可能な飛躍はこれ以上存在しない。ここが《すれ》の終局である」と彼はルソー論を結んでいきます。

しかし私は、『社会契約論』の中軸をなす《すれ》に「終局」があるように思いませんし、その終局に「挫折」の刻印を見出そうとも考えません。「終局」や「挫折」を語るアルチュセールの議論は、まるで社会契約という約束そのものが原理的に無効なものであるかのような印象をもたらします。しかし、もしそうであるとすれば、私たちは、ルソーの筆致に認められる、約束の実現に対するユートピア的な希望の力強さをどのように

理解したらよいのでしよう。私にはむしろ、約束が果たされる人間関係への渴望と、それを果たしえない現実社会への失望との熾烈な葛藤こそ、ルソーが個人のあいだの関わりを根底から見つめ直そうとする動機となつていようように思われます。

ルソーの思想のうちに相反する二側面が共存しているといつたことは、すでに言い古されたことです。ただ、それら相反する側面の中でもとりわけ意義深いのが、人民制度への幻滅と期待との軋轢ではあるということ、改めて強調されてしかるべきではないでしょうか。そして、このような仕方でも相反する要素にルソーの思想のほころびが認められるとしても、そのほころびは、それ自体、彼の思考の真性と栄光を示しているように思います。その意味では、彼の理論的不整合もまた、文学的成功と同じように、ひとつの驚くべき成功として評価されるべきかもしれません。

マルクス主義批評の立場からは、十八世紀の半ばに出現しつつあった「弁証法的なもの」ないし「弁証法的思考」そのものにルソーが関わつていたことが注目されているようです。ルソーのテキストは、私たち近代人には乗り越えることのできない矛盾について、その解決を示すことなく、むしろそれをありのままに記録している点で貴重であるというわけです。フレドリック・ジェイムソンによると、ルソーの思想の到達点は「まさしくそれ自体が弁証法的なものの動因」⁽²⁾である矛盾です。そ

して私自身もまた、『社会契約論』を「挫折」の表明と捉えるよりは、矛盾の記録と捉える見解に惹かれます。近代においては、矛盾の意識こそ、常に変わることのない、人間の基本条件なのです。一方においてその矛盾は、自由を奪われた個人の社会的実存の現状として現れます。「人間は自由なものとして生まれた、いかもいたるところで鎖につながれている」という『社会契約論』の有名な書き出しは、そうした現実社会の矛盾をとらえる最も凝縮された記述でしょう。その一方で、そうした現実の矛盾と一対をなすものとして、人間のあるべき規範を指し示す自由の裡にも矛盾が現れます。例の「一切の恣意の克服と排除」としての自由の矛盾です。このようにルソーの思考を導く矛盾から目を逸らさないようにすることのみ、私たちは、制度の過信からも制度不信からも、等しく自らを引き離すルソーの姿勢に倣うことができるのではないのでしょうか。

アルチュセールが鋭く指摘したように、矛盾が現実には解消できないという失望感、しばしば個人を芸術的内攻へと誘います。ところが、文化の領域に内攻することによる矛盾の解消は、現実を変革することなく、むしろ変革の不可能性を正当化するはたらきを持っています。だから、各個人が美や文学を通じて矛盾の内面的解消へとたえず逃避する状況では、集団規範と個人の生との矛盾は野放図に激化していくでしょう。ところどころ、そうした危険について誰よりも早く考え抜いた思想家が、

ほかならぬルソーであったのです。先生が注意を向けられたように、「現存諸制度の破壊は悪徳をはびこらせ、悪徳から人々を救済し緩和する手段を失わせるだけ」であることや、そうした破壊が「退廢の代わりに拘束のない暴力をもたらすだけ」だということをも、ルソーは十分に知っていました。だからこそ彼は、恣意的な幸福追求の放棄へと個人自由を結ぶという逆説的な仕方でも、民主制度の生命を維持しようとする事ができたのです。

私がアルチュセールのルソー解釈に首をかしげざるをえないのは、解釈そのものの欠陥によるといよりは、民主主義にまつわる「挫折」が、二〇世紀の後半においては強調されすぎてきたように思われるからです。ルソーの著作の中で、民主主義の理念の高さが、私たちを力強く励ますことにこそ、私たちは今、改めて注目すべきではないでしょうか。ユートピア的な理想に賭けるルソーの希望は、たとえば古代スパルタのような理想的国家が実在したという歴史的事実によって裏付けを得ているように思われます。実はアルチュセールも、『社会契約論』を扱った最初の講義ではそのようなユートピア的側面に触れていたらしいのですが、著作ではその部分を削ってしまいました⁽³⁾。こうしたアルチュセールの措置は、政治に対する彼自身の幻滅を表しているのかもしれませんが、もっとも、ルソーの理論に「挫折」を見出すことは、希望を疑うことがタブーであつ

た六十年代の要請に照らせば、正当であつたと言えるかもしれません。しかし現在では、挫折ははるかに容易なのです。

現在において欠けているのは、むしろ未来の自分たちへの信頼です。多少なりとも正常な社会の機能は、自分たち自身の未来を信頼して、その変化に向けて働きかける成熟した個人を経由してのみ保証されるからです。もちろん、私たちの政治的成熟度について悲観されるからです。しかし、私たちが成熟していようがまいが、人民の制度は私たちの生活の有り様を決めているのです。その現実のなかで、一般意志への幻滅や反撥が浸透することは、それ自体として、社会のあり方を特定の方角へ導きます。議会政治の空洞化と、アパシーが、互いを強めあつて進むことになるのです。

ならば、私たちは、安易な民主制不信の危険性をこそ心に留めておく必要があるのではないのでしょうか。アラン・バディウやジャック・ランシエール等の民主主義批判には、大いに参考になる部分がありますが⁽⁴⁾、文脈の違いを無視して民主主義一般の条件を疑うよりは、すでに半世紀前に丸山眞男が注視した日本の状況を思い返すべきではないのでしょうか。つまり、「ヨーロッパの近代自然法や契約説の思想的核をなしてきた問題が、民権思想家の議論にも運動家の言論にもほとんど注目されていない⁽⁵⁾」といった状況です。日本の民権論は近代西欧の政治思想を大々的に移植しながら、「人民」内部の個と全

体（または多数）との関係であるとか、個人は果たして「近代化」されるのか、またどこまで「代表」されるかといった基本的な事柄について、あるいは全員一致と多数決との関係についても、少数者の権利の問題についても、十分に吟味してこなかったという丸山の指摘は、今日でも古びていないように思われます。とりわけ重要なことに、丸山は、このような問題の複雑さと不可分のものとして、「民権」論の「国権」論への吸収を念頭に置いていました。人民という不可解な社会容態が自明のものとみなされるとき、つまり矛盾に満ちた「問題」が忘れ去られるとき、個人の「自由」の主張は、国の名による矛盾の解消を招き、国益という集団的エゴイズムとも容易に結託します。民主制が不可侵の理念として崇拜されるにせよ、あるいは単なるお題目として蔑まれるにせよ、そこに「問題」との対峙は起らないわけです。逆に言えば、個人の自由と、法による束縛との逆説的な結びつきを視野の中心にとどめることでようやく、私たちはこの問題に向き合うことができるでしょう。

このように考えを進めるうちに、私は、二〇世紀の思想家たちを刺戟してきた『社会契約論』第一編よりも、むしろ第三編に注目して、民主政治のイロハを説いたルソーの理説を噛みしめることの大切さを強調したいと感じるようになりました。たとえば次のような章句が、そうした論述の一例です。

国家がよく組織されるほど、市民の心のなかでは、公共の仕事が私的な仕事よりも重んぜられる。私的な仕事ははるかに少なくなるべきである。なぜなら、共通の幸福の総和が、各個人の幸福のより大きな部分を提供することになるので、個人が個別的な配慮に求めねばならぬものはより少なくなるからである。うまく運営されている都市国家では、各人は集会にかけつけるが、悪い政府の下では、集会に出かけるために一足でも動かすことを誰も好まない。なぜなら、そこで行われることに、誰も関心をもたないし、そこでは一般意志が支配しないことが予見されるし、また最後に、家庭内の関心に皆が忙殺されるからである。よい法律は、ますますよい法律を作るが、悪い法律はいつそう悪い法律をもたらす。国事について誰かが「わたしに何の関係があるか？」などと言い出すいなや、国家はもはや滅びたものと考えるべきである⁽⁶⁾。

市民が私的利害よりも公の利害を重んじることなど絵空事であつて、皆がそのように公的利害を尊重する社会が来るはずはないというのが、おそらく私たちの日常を支配する実感ではないでしょうか。そのような実感は、自分自身との約束の無効を示すものです。日本社会の現状を見たところでは、約束の効力は毎日に不確かなものになるようです。しかし過去において人間は

常に、新しい関係に賭ける意志によって、少しずつ約束を確かなものにしてきました。民主的な社会とは、主権者である市民が自分自身を公共性へと拘束することによって「共通の幸福」にあずかる社会ですが、そのような（逆説的ではあっても、あるいは逆説的であるからこそ）より確かな自由を求めないならば、人類は全体として野蛮へと、つまり力を持つ個体が弱者に従属を強いる弱肉強食の不自由へと後戻りするほかありません。そして実際に人類は、逆説をバネにして歴史を前へと動かしてきたのです。この歴史の方向性が、私たちの果たすべき実践の行方をはっきりと指し示しているように思われます。

港道先生、私はこのような認識と実践において模範像となる思想家を職場の先輩に持つことができて幸せでした。先生は、社会が全体として欺瞞に陥っているとき、思弁にふけるだけでは哲学者として失格であると信じ、自らの生を賭して新しい社会の生成をもたらす意思を示されました。先生が最後までその意思に突き動かされておられたことは、手書きの講義ノートの最後の頁にある、次の一説に刻まれています。

倫理的自由なしに精神的自由は何ももたらさない——倫理的自由は、一切の恣意を抹消し、法の内的必然性のみ勝利させる社会秩序の根本変革なしには達成せられない。

註

- (1) Louis Althusser, *Sur le Contrat Social*, Édition Manuscrits, 2008, p. 107
- (2) Fredric Jameson, 'Rousseau and Contradiction', *South Atlantic Quarterly* 104: 4, Duke University Press, 2005, p. 700
- (3) この削除の経緯については、王守賢太「必然性／偶然性——ルイ・アルチュセールにおけるルソーと啓蒙」『思想』二〇〇九年一月号）に書かれている。
- (4) アラン・バディウ（河村一郎訳）「民主主義という紋章」（ジョルジュ・アガンベン他『民主主義は、いま？ 不可能な問いへの八つの思想的介入』以文社、二〇一一年、所収）・アラン・バディウ（市川崇訳）『「人民」という語の使用に関する二四の覚え書き』（アラン・バディウ他『人民とはなにか？』以文社、二〇一五年、所収）・ジャック・ランシエール（市川崇訳）『不在のポピュリズム』（アラン・バディウ他『人民とはなにか？』以文社、二〇一五年、所収）・ジャック・ランシエール（松葉祥一訳）『民主主義への憎悪』、インスクリプト、二〇〇八年などに有益な民主主義批判が見られる。
- (5) 『現代日本の革新思想』『丸山真男座談6』岩波書店、一九九八年、二〇頁。
- (6) Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social* (*Emmes complètes* 3),

Gallimard, 1964, p. 429

(にし きんや／思想史・文学芸術理論)